

■ 4条1項11号

不服 2021-001307

<本願商標>

「KUMIKI」（標準文字）

第28類「クライミング用の人工壁及びその附属品，タワー型のクライミング用人工壁，クライミング用の壁に用いるパネル，クライミング用の壁に用いるプレート，クライミング用の壁に用いるホールド（手用及び足用のもの），クライミング用のルートマーカー（ルートの表示用器具），クライミング用の壁に設置する文字・数字・様々な形状を表したクライミング用の壁の附属品」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「組器」（標準文字）

第21類「食器類，その他の台所用品（「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。），清掃用具及び洗濯用具，化粧用具，コップェル，家庭用燃え殻ふるい，五徳，石炭入れ，火消しつば，植木鉢，家庭園芸用の水耕式植物栽培器，じょうろ，ガラス製又は陶磁製の包装用容器」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は，「KUMIKI」の文字を標準文字で表してなるところ，その構成文字に相応して「クミキ」の称呼が生じるものである。

そして，「KUMIKI」の文字はそれ自体で辞書等に載録がないものではあるが，「クミキ」と読まれる日本語は，「広辞苑第七版」によれば「棒の端に切込みをつけた木製の組立玩具」を意味する「組木」のみ，「大辞泉第二版（株式会社小学館発行）」によれば「両端にコの字形の切り込みのある細長い長短の木片を互いにはめ込み，いろいろな物の形を作っ

て遊ぶ玩具。寄せ木。」を意味する「組木」のみ、「大辞林第四版（株式会社三省堂発行）」によれば「両端に切り込みを入れた長短の木片で、組み合わせて種々のものを作る玩具。」を意味する「組木」のみであるなど、複数の辞書に玩具としての「組木」のみが掲載されていることからすれば、「クミキ」と読まれる語として一般に定着しているといえるものは、玩具としての「組木」のみである。

そうすると、「クミキ」の称呼を生じ、「KUMIKI」の文字より構成される本願商標からは、玩具としての「組木」の観念が生じるというべきである。

（２）引用商標について

引用商標は、「組器」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、一般的な日本語の辞書に載録されているものではなく、また、特定の意味合いを有するものとして認識されているというような事情も見いだせない。

そして、「組合（くみあい）」、「組曲（くみきょく）」、「組物（くみもの）」、「組織（そしき）」、「組閣（そかく）」、「組成（そせい）」、「容器（ようき）」、「食器（しょっき）」、「磁器（じき）」等の成語の読み方に倣えば、引用商標は「クミキ」又は「ソキ」と読めるものであるから、引用商標からは、「クミキ」又は「ソキ」の称呼が生じ、特定の観念は生じない。

（３）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標との類否について検討するに、外観については、上記（１）及び（２）のとおり、明らかに相違するものであるから、両商標は、外観上、明確に区別できるものである。

次に、称呼についてみるに、本願商標及び引用商標は、「クミキ」の称呼を共通にする場合がある。

さらに、観念についてみるに、本願商標は玩具としての「組木」の観念が生じるのに対し、引用商標は特定の観念が生じないから、観念において紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標は、称呼を共通にする場合があるとしても、外観においては明らかに相違し、観念においても紛れるおそれがないから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

本願商標と引用商標は、上記(3)のとおり、非類似の商標であるから、本願商標の指定商品及び引用商標の指定商品の類否を検討するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KUMIKI」と引用商標「組器」は、称呼を共通にする場合があるとしても、外観においては明らかに相違し、観念においても紛れるおそれがないから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、本審決において、本願商標「KUMIKI」を直ちに「組木」と結び付けて、玩具としての「組木」の観念が生じると認定している点には、賛否が分かれるように思われます。

出願人が完全な造語を意図している可能性もありますし、(本事件では違うでしょうが)たとえば、「クドウミキ」さんとか「クロダミキ」さんなどに由来するブランド名として、「KUMIKI」という語が採用されるといった可能性も考えられなくもありませんので、個人的には、審決による上記認定はややいきすぎのように感じます。

ちなみに、インターネットで調べたところ、引用商標「組器」がどのように読むのかはわかりませんでした。もしこれが「クミキ」と読まれるのであれば、本願商標の登録後は実質的に「KUMIKI」の表示はできないこととなります。そうすると、引用商標権者にとっては、事業を展開する上で不利益が大きいと言わざるを得ないでしょう。

もともと、本願商標の指定商品はかなり限定がされていますので、本願商標に登録を認めても、実質的な引用商標権者への影響は特にないと言えるかもしれません。この点、本事件では商品の非類似を争う余地もあつたかもしれません。

なお、過去に本ページで紹介した『23. 「詩音」と「Sion」は類似?』などにおける判断と、本事件における判断を比較すると面白いでしょう。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年10月14日 >